

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税の申告について

申告期限は
3月16日(月)です。

「令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書」に申告するすべての収入・所得控除等を必ず記入し、申告に必要な書類等を同封の上、郵送でのご提出にご協力ください。

※期限内に申告されない場合、市民税・県民税・森林環境税に関する各種証明書の発行ができない場合がありますので、ご注意ください。

1. 申告が必要な方

令和8年1月1日現在、越谷市に住所を有する方。

本申告が必要か否かにつきましては、6ページ「あなたは、市民税・県民税の申告をする必要がありますか?」をご確認ください。

2. 郵送で申告される方

■提出していただく資料については、返却できませんので、原本が必要な方は写しを提出してください。

■受付書の返戻を希望される方は、切手を貼付し、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。

申告時に必要なもの *下表は一般的な例です。

対象		必要書類等
申告者全員	令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書	「申告書表面オレンジの太枠内」及び「申告するすべての収入・所得控除等」を必ず記入してください
	マイナンバー確認書類	「マイナンバーカード」または「マイナンバーが記載された住民票の写し」等のコピー
	本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、障害者手帳、年金手帳、在留カード等のコピー
扶養親族、事業専従者がいる方		<input type="radio"/> 扶養親族、事業専従者の収入金額が分かるもの <input type="radio"/> 扶養親族が国外居住である場合は、その親族に係る「親族関係書類」、「送金関係書類」または「38万円送金書類」、「留学ビザ等書類」
所得関係	給与・年金所得がある方	源泉徴収票、給与明細、雇用主の支払証明書等
	事業(営業等・農業)、不動産所得がある方	収入・必要経費・減価償却費の分かる帳簿等
	雑・一時所得がある方	収入・必要経費が分かる書類等(個人年金支払証明書等)
控除関係	社会保険料控除	社会保険料(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・国民年金等)の領収書や控除証明書等
	生命保険料控除	支払証明書
	地震保険料控除	
	勤労学生控除	学生証、在学証明書のコピー
	障害者控除	障害者手帳のコピー、戦傷病者手帳のコピー、障害者控除対象者認定書
	医療費控除	医療費控除の明細書、医療費通知、セルフメディケーション税制の明細書 *医療費通知のみ、または、領収書のみの添付・提示では適用できません
	寄附金控除	「寄附金受領証明書」または特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」

越谷市ホームページで申告書を作成することができます。(令和8年2月から)

【越谷市ホームページ】から【くらし・手続き】→【税】→【市税について】→【個人市・県民税】→【市民税・県民税】→【市民税・県民税・森林環境税の試算と申告書の作成】(ページ番号: 10298) でアクセスできます。



3. 会場で申告される方

■申告に必要な書類

上記に記載の「申告時に必要なもの」のとおり

※ただし、申告者本人のマイナンバーカードまたは、本人確認書類の原本を持参してください。

■申告受付会場について

※車でのご来場はなるべくご遠慮ください。また、施設の安全管理上、午前8時30分以前のご来場はお控えください。

受付時間: 午前9時~午後3時

受付会場	受付日	受付会場	受付日
川柳 地区センター	2月2日(月)	桜井 地区センター	2月9日(月)
新方 地区センター		大沢 地区センター	2月10日(火)
南越谷地区センター	2月3日(火)	出羽 地区センター	2月12日(木)
大相模地区センター		荻島 地区センター	
増林 地区センター	2月4日(水)	蒲生 地区センター	2月13日(金)
北 部 市 民 会 館	2月5日(木) 2月6日(金)	市役所エントランス棟 1階多目的ホール	2月16日(月)~ 3月16日(月)

右記QRコード
から申告会場の
混雑状況が確認
できます。
(令和8年2月
より)



申告書の書きかた（記載例）

申告する方の欄 (必ず記入してください。)

令和8年1月1日の住所を確認し、現在の住所・氏名・個人番号(マイナンバー)・生年月日・電話番号・令和7年中の職業等を記入してください。

令和7年中課税所得があった方

(令和7年1月1日から令和7年12月31日までの所得)

※4ページの「所得の区分」をご参照の上、記入してください。

令和7年中課税所得がなかった方

裏面14の前年課税所得がなかった方の該当項目を○で囲み必要事項を記入してください。

○所得控除について

※4・5ページの「所得控除の種類」をご参照の上、記入してください。

⑬～⑯は各種控除の領収書や控除証明書を確認の上記入し、領収書や控除証明書等を提示（郵送の場合は添付）してください。

⑯⑰は該当する場合に記入してください。

⑯に該当する場合は学生証または在学証明書を提示(郵送の場合はコピーを添付)してください。

②本人や扶養親族が障がい者の場合は障害者手帳等を提示(郵送の場合はコピーを添付)し

てください。
②②令和7年12月31日現在、配偶者を扶

養している場合は②)、その他扶養親族は③)に
氏名・生年月日・続柄・個人番号(マイナンバー)

等を、別居の場合は下段にある記入欄に氏名・住所等を記入してください。
配偶者に所得がある場合は合計収入金額及び

合計所得金額を記入してください。

本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）欄にチェックをしてください。

扶養親族が国外居住である場合は、該当する欄にチェックをし、その親族に係る「親族関係書類」、「送金関係書類」または「38万円送金書類」、「留学ビザ等書類」を提示（郵送の場合は添付）してください。

㉙は令和7年12月31日現在、19歳以上23歳未満の親族等で前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方は、必要事項を記入し、特定親族特別控除の特親欄に○と特定親族特別控除額を記入してください。

②は災害等に関連したやむを得ない支出の金額の領収を証する書類を提示（郵送の場合は添付）してください。

②6は領収書や医療費通知を確認の上記入し、医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書を提示(郵送の場合は添付)してください。

○所得金額調整控除について

5ページの「その他の控除」をご参照の上記入してください。

○市民税・県民税の納税方法について

給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法をチェックしてください。

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告受付書

越谷市

受付印

令和8年度の提出期限は

3月16日です。

郵送申告で受付書の返戻を希望される方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

※ホームページで、個人市民税・県民税の税額を試算し、申告書を作成することができます。作成した申告書は、印刷して提出することができます。【越谷市ホームページ】から【くらし・手続き】→【税】→【市税について】→【個人市・県民税】→【市民税・県民税】→【市民税・県民税・森林環境税の試算と申告書の作成(ページ番号10296)】でアクセスできます。(令和8年2月から)

令和8年度(令和7年分)市民税・県民税申告書

受付印

令和8年1月1日の住所	越谷市 越ヶ谷4丁目2-1	コード	生年月日	昭和34年1月1日
現在の住所	同上	電話番号	964-2111	
氏名	市民税○郎	世帯主との続柄	本人	令和7年中の職業 会社員
個人番号	個人番号を記入してください	申告代理人	申告者との続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

(個人番号欄には、個人番号(行政手帳における特定の個人を識別するための番号)の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます)を記載してください。

分離課税に係る所得等のある方は(市民税・県民税申告書分離課税等用紙)をあわせて提出してください。

⑨社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料		
	源泉徴収票に記載された保険料の合計額		530,000円		
	国民健康保険		円		
	国民年金		円		
	介護保険		円		
	後期高齢者医療保険		円		
	その他		円		
⑩小規模企業共済等掛金控除	新生命保険料支払合計額		旧生命保険料支払合計額		
	80,000円		120,000円		
	新個人年金保険料支払合計額		旧個人年金保険料支払合計額		
	80,000円		120,000円		
	介護医療保険料支払合計額		円		
80,000円					
⑪生命保険料控除	地震保険料支払合計額		旧長期損害保険料支払合計額		
	18,000円		29,000円		
⑫障害者控除(本人)	障害の程度	○精神	4級		
⑬配偶者控除	配偶者の氏名	市民税○子	身・精	級	
⑭配偶者控除	配偶者の合計	年金1,050,000円	所得金額	400,000円	
⑮扶養控除	区分	同居別居			
⑯扶養控除	氏名	市民税△郎	生年月日	昭和4年7月22日	
	個人番号	個人番号を記入してください	区分	同居別居	
			続柄	父	
⑰扶養控除	氏名	市民税□子	生年月日	平成10年8月19日	
	個人番号	個人番号を記入してください	区分	同居別居	
			続柄	子	
⑱扶養控除	氏名	市民税□郎	生年月日	平成16年3月24日	
	個人番号	個人番号を記入してください	区分	同居別居	
			続柄	子	
⑲扶養控除	氏名	市民税△郎	生年月日	平成16年3月24日	
	個人番号	個人番号を記入してください	区分	同居別居	
			続柄	父	
上記の方が別居の場合					
⑳扶養控除	1 氏名	ガガ	シムゼイ△ロウ	住所	○○県○○市○○町○○番○○号
	2 氏名	ガガ	市民税△郎	住所	○○番○○号
㉑扶養控除	1 氏名	ガガ	シムゼイ△ロウ	住所	○○県○○市○○町○○番○○号
㉒扶養控除	2 氏名	ガガ	市民税△郎	住所	○○番○○号
㉓扶養控除	1 氏名	ガガ	シムゼイ△ロウ	住所	○○県○○市○○町○○番○○号
㉔扶養控除	2 氏名	ガガ	市民税△郎	住所	○○番○○号
㉕扶養控除	損傷の原因	損傷年月日	損傷を受けた資産の種類		
㉖扶養控除	損傷金額	保険金などで補償される金額	差引損失額のうち火害賠償支出の金額		
㉗扶養控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額			
㉘扶養控除	250,000円	60,000円			
6 所得金額調整控除に関する事項					
氏名	生年月日	区分	続柄	特記事項書面に記入する場合	
個人番号		同居別居		身・精	
				級	
給付・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方)は給付所得以外の市民税・県民税の納税方法				給付から差引き(特別徴収)	
				自分で納付(普通徴収)	

セルフディケーション税制の適用を選択する場合には、「医療費控除欄の「区分」に「1」と記入してください。

○郵送での申告方法 (*会場での申告は混み合いますので、郵送での申告がおすすめです。)

STEP1 申告書に必要事項を記入してください。

- ①【全員】申告書表面オレンジの太枠の中を記入してください。(住所・氏名・電話番号等)
- ②令和7年中の収入金額等の記入について
 - (ア)令和7年中課税所得がある方は、申告書表面「1収入金額等」・「2所得金額」、裏面7～13のうち、該当する所得の欄を記入してください。
 - (イ)令和7年中課税所得がなかった方（遺族年金・障害年金・失業給付等）は、裏面14を記入してください。
- ③所得控除を受ける方は、申告書表面「3所得から差し引かれる金額に関する事項」・「4所得から差し引かれる金額」のうち、該当する所得控除の欄を記入してください。

STEP2 記入した申告書と以下の添付書類を同封している返信用封筒に入れてください。

- ①マイナンバー確認書類のコピーと本人確認書類のコピー
- ②収入がわかる書類と所得控除を受けるための書類（※詳細は1ページ「申告時に必要なもの」をご確認ください。）

STEP3 お近くのポストに投函してください。

同封している返信用封筒をご利用ください。

○アルバイト等で源泉徴収票がない方

月別給与所得明細に令和7年中の収入を勤務先で証明してもらってください。（証明がもらえない方は、給与明細書などからご自分で計算し、記入してください。）

○事業所得（営業等・農業）・不動産所得の方

事業所得（営業等・農業）明細・不動産所得明細に、収入金額や必要経費等を計算し、記入してください。

使用することにより価値が減少する償却資産がある方は、減価償却費を計算し必要経費に算入してください。

また、事業専従者がいる方は氏名・生年月日・続柄・個人番号（マイナンバー）等を記入してください。事業専従者控除は配偶者控除や配偶者特別控除、扶養控除、特定親族特別控除と重複して適用できませんのでご注意ください。

○配当所得の方

市民税・県民税が源泉徴収されていない、一般株式等の配当等を記入してください。

○前年課税所得がなかった方

1～6の該当する欄を記入してください。
令和7年中無職や主婦等の方は、申告書表面オレンジ太枠内の職業欄に無職・主婦等記入してください。

○令和7年中寄附をした方

都道府県や市区町村、埼玉県共同募金会や日本赤十字社埼玉県支部、埼玉県又は越谷市の条例で指定した法人等に対して2,000円を超える寄附をした方は、寄附先の名称及び寄附金額を記入してください。

「寄附金受領証明書」または特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を提示（郵送の場合は添付）してください。

7 月別給与所得明細（源泉徴収票のない方へ）

月	収入金額	月	収入金額		
1月	100,000 円	7月	100,000 円		
2月	100,000 円	8月	100,000 円		
3月	100,000 円	9月	100,000 円		
4月	100,000 円	10月	100,000 円		
5月	100,000 円	11月	100,000 円		
6月	100,000 円	12月	100,000 円		
賞与（ボーナス）等		150,000 円			
合 計		1,350,000 円			
勤務先名称 ○○○(株)					
勤務先所在地 越谷市越ヶ谷○-○-○					
電話番号 048-○○○-○○○○					
源泉徴収（有・無）		源泉徴収税額 38,500			

8 事業所得（営業等・農業）明細（業種名・屋号 ○○○○）

支 払 計 算 書（令和7年1月1日～令和7年12月31日）			
売上（収入）金額	2,000,000	租税公課	50,000
(売上原価) (△) 700,000		損害保険料	20,000
家事消費		修繕費	
		水道光熱費	30,000
		減価償却費	250,000
		費	
合 計 ④	1,300,000	合 計 ④	350,000
専従者給与（控除）額○		④-④-○=所得金額	950,000

9 不動産所得明細

支 払 計 算 書（令和7年1月1日～令和7年12月31日）			
家賃収入	960,000	租税公課	80,000
地代収入		損害保険料	20,000
権利金		修繕費	10,000
更新料		減価償却費	331,200
経費		合 計 ④	441,200
合 計 ④	960,000	合 計 ④	518,800
専従者給与（控除）額○		④-④-○=所得金額	

10 事業専従者に関する事項

氏名	生年月日	個人番号	続柄	従事用額	専従者給与（控除）額
			月	円	
			月	円	

11 減価償却費

種別	取得年月日	取 得 価 額	償却の基礎となる価額	耐用年数	償却率	償却期間	本年 傷却額	累積額	本年必要経費	未償却残高	摘要
木造住宅	H21.1.1	8,000,000 円	7,200,000 円	22年	0.046	12	331,200 円	100%	331,200 円	2,369,600 円	
軽自動車	R4.7.1	1,000,000 円	1,000,000 円	4年	0.25	12	250,000 円	100%	250,000 円	125,000 円	

12 雜所得（公的年金等以外）に関する事項

種目	支払者の名称及び所在地等	支 払 確 定 年 月	収入金額	必 要 経 費
年金	○○生命		500,000 円	405,000 円

13 総合譲渡・一時所得に関する事項

所得の種類	種目	支払者の名称及び所在地等	④ 収入金額	④ 必要経費	④ 差引金額(④-④)	④ 特別控除	④ 所得金額(④-④)
総合譲渡			円	円	円	円	円
長期			円	円	円	円	円

14 満期

○ ○ 生 命	1,932,790 円	743,820 円	(赤字) 188,970 円	500,000 円	ハ 688,970 円
---------	-------------	-----------	----------------	-----------	-------------

右上のイの金額を表面のコに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。右の二の金額を表面のウの所得額欄へ記入してください。

二合計 イ+(ロ+ハ)×1/2 344,485 円

15 前年課税所得がなかった方の記入欄（該当項目を○で囲み必要事項を記入してください。）

1. 次の者の扶養親族であった。	住所 ○○県○○市○○町○○番○○号	氏名 市民税 × 郎	続柄 子
2. 学生であった。	学校名 ○○大学	学部 文学部	学年 2
3. 遺族年金、障害年金などを受けていた。	種目 遺族年金	年間支給額	1,700,000 円
4. 雇用（失業）保険等の給付を受けていた。	令和7年 3月～ 9月	受給額	1,000,000 円
5. 生活保護を受けていた。	令和7年 1月～ 令和7年 12月まで		
6. その他（令和7年中の生活費をどのように工面されてきたか記入してください。）	会社退職後、失業保険を受給		

16 寄附金に関する事項

寄附先の名称	寄附金額
ユニセフ	5,000 円
日本赤十字社埼玉県支部	5,000 円
入 力 確 認	

17 メモ

（記入欄）

所得の区分

事業等	販売・飲食・印刷・保険外交員等（農業以外の事業）により生ずる所得 ※表面アと①、裏面8に記入してください。																									
農業	米・野菜等の農産物生産、家畜の飼育等により生ずる所得 ※表面イと②、裏面8に記入してください。																									
不動産	貸家・貸しアパート、駐車場、貸地等により生ずる所得 ※表面ウと③、裏面9に記入してください。																									
利子	公債・社債の利子 ※表面エと④に記入してください。																									
配当	株式や出資金等の配当 ※表面オと⑤、裏面11に記入してください。																									
	<p>俸給・給料・賃金・賞与等による所得 ※源泉徴収票のある方は表面カと⑥に記入の上同封してください。 源泉徴収票のない方は表面カと⑥、裏面7に記入してください。</p> <p>[速算表A]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与収入</th> <th>給与所得</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～650,999円</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000～1,899,999円</td> <td>収入-650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000～3,599,999円</td> <td>(収入÷4,000)×4,000×70%-80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000～6,599,999円</td> <td>(収入÷4,000)×4,000×80%-440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000～8,499,999円</td> <td>収入×90%-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000～</td> <td>収入-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>[]は小数点以下切り捨て]</p> <p>所得金額調整控除に該当される方は、「その他の控除」をご参照の上、給与所得の金額を記入してください。</p>	給与収入	給与所得	1～650,999円	0円	651,000～1,899,999円	収入-650,000円	1,900,000～3,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×70%-80,000円	3,600,000～6,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×80%-440,000円	6,600,000～8,499,999円	収入×90%-1,100,000円	8,500,000～	収入-1,950,000円											
給与収入	給与所得																									
1～650,999円	0円																									
651,000～1,899,999円	収入-650,000円																									
1,900,000～3,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×70%-80,000円																									
3,600,000～6,599,999円	(収入÷4,000)×4,000×80%-440,000円																									
6,600,000～8,499,999円	収入×90%-1,100,000円																									
8,500,000～	収入-1,950,000円																									
	<p>1. 年金・恩給等の公的年金等による所得 ※源泉徴収票のある方は表面キと⑦に記入の上、同封してください。</p> <p>[速算表B] 公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>前年中の公的年金等の収入金額の合計額①</th> <th>所得金額の計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">65歳以上の人 (昭和36年1月1日以前生まれの人)</td> <td>330万円未満</td> <td>①-1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>330万円～410万円未満</td> <td>①×75%-275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円～770万円未満</td> <td>①×85%-685,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円～1,000万円未満</td> <td>①×95%-1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～</td> <td>①-1,955,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">65歳未満の人 (昭和36年1月2日以降生まれの人)</td> <td>130万円未満</td> <td>①-600,000円</td> </tr> <tr> <td>130万円～410万円未満</td> <td>①×75%-275,000円</td> </tr> <tr> <td>410万円～770万円未満</td> <td>①×85%-685,000円</td> </tr> <tr> <td>770万円～1,000万円未満</td> <td>①×95%-1,455,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円～</td> <td>①-1,955,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※公的年金等による所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円超2,000万円以下の場合は所得金額に10万円加算、2,000万円超の場合は20万円加算して計算してください。 (注)遺族・障害年金等については課税所得ではないので、表面には記入せず、申告書裏面14の枠内『3』に記入してください。</p> <p>2. 業務に係る雑所得 ※表面クと⑧、裏面12に記入してください。</p> <p>3. 生命保険契約等に基づく年金等による所得 ※表面ケと⑨、裏面12に記入してください。</p>	受給者の年齢	前年中の公的年金等の収入金額の合計額①	所得金額の計算式	65歳以上の人 (昭和36年1月1日以前生まれの人)	330万円未満	①-1,100,000円	330万円～410万円未満	①×75%-275,000円	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円	1,000万円～	①-1,955,000円	65歳未満の人 (昭和36年1月2日以降生まれの人)	130万円未満	①-600,000円	130万円～410万円未満	①×75%-275,000円	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円	1,000万円～	①-1,955,000円
受給者の年齢	前年中の公的年金等の収入金額の合計額①	所得金額の計算式																								
65歳以上の人 (昭和36年1月1日以前生まれの人)	330万円未満	①-1,100,000円																								
	330万円～410万円未満	①×75%-275,000円																								
	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円																								
	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円																								
	1,000万円～	①-1,955,000円																								
65歳未満の人 (昭和36年1月2日以降生まれの人)	130万円未満	①-600,000円																								
	130万円～410万円未満	①×75%-275,000円																								
	410万円～770万円未満	①×85%-685,000円																								
	770万円～1,000万円未満	①×95%-1,455,000円																								
	1,000万円～	①-1,955,000円																								
総合譲渡	車両・機械等の譲渡による所得 ※表面コ・サと⑪、裏面13に記入してください。																									
一時	賞金・当選金や生命保険の満期一時金等の一時的収入による所得 ※表面シと⑪、裏面13に記入してください。																									
分離	土地・建物・株式等の譲渡所得等 ※申告する場合は、「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要です。																									

所得控除の種類

左枠の（ ）は申告書に記入する場所を示しています

社会保険料 (表面⑬)	前年中に支払った社会保険料（国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金、雇用保険、厚生年金、農業者年金等）の全額			
小規模企業 共済等掛金 (表面⑭)	<ul style="list-style-type: none"> 前年中に支払った小規模企業共済掛金 心身障害者扶養共済掛金 確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金 			
生命保険料 (表面⑮)	<p>前年中にあなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約等に基づいて支払った保険料（一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料）</p> <p>①旧契約（生命保険、個人年金） ○15,000円以下……………支払保険料の金額 ○15,000円超40,000円以下………支払保険料×1/2+7,500円 ○40,000円超70,000円以下………支払保険料×1/4+17,500円 ○70,000円超……………35,000円</p> <p>②新契約（生命保険、個人年金、介護医療保険） ○12,000円以下……………支払保険料の金額 ○12,000円超32,000円以下………支払保険料×1/2+6,000円 ○32,000円超56,000円以下………支払保険料×1/4+14,000円 ○56,000円超……………28,000円</p>			
地震保険料 (表面⑯)	生命保険料の上限額			
寡婦 (表面⑰)	対象保険料の分類	新・旧の区分	適用限度額	最高限度額
	一般生命保険料	旧契約のみ	35,000円	70,000円
		新契約のみ	28,000円	
		新・旧両契約	28,000円	
	個人年金保険料	旧契約のみ	35,000円	
		新契約のみ	28,000円	
		新・旧両契約	28,000円	
	介護医療保険料	新契約のみ	28,000円	
	※旧契約：平成23年12月31日以前の契約			
	※新契約：平成24年1月1日以降の契約			
ひとり親 (表面⑱)	<p>①前年中に支払った地震保険料 ○50,000円以下……………支払保険料の1/2 ○50,000円超……………25,000円（最高限度額）</p> <p>②前年中に支払った旧長期損害保険料 ※平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等 ○5,000円以下……………支払保険料の金額 ○5,000円超15,000円以下………支払保険料×1/2+2,500円 ○15,000円超……………10,000円（最高限度額）</p> <p>③前年中に地震保険料と旧長期損害保険料の両方を支払った場合 ①と②それぞれについて計算した金額の合計額 (最高限度額25,000円)</p> <p>※保険契約の区分は、損害保険会社等が発行する証明書に表示されています。</p>			
勤労学生 (表面⑲)	<p>①令和7年1月2月3月1日現在、夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、次の要件をすべて満たすもの (1) 子以外の扶養親族（前年中の合計所得金額が58万円以下）がいる (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがいない</p> <p>②令和7年1月2月3月1日現在、夫と死別した後婚姻をしていない方又は夫の生死の明らかでない方のうち、上記(2)及び(3)の要件を満たすもの</p> <p>※ひとり親に該当する方を除きます</p>			
障害者 (表面⑳)	<p>令和7年1月2月3月1日現在、婚姻をしていない方又は配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の要件をすべて満たすもの (1) 生計を一にする子（前年中の総所得金額等の合計額が58万円以下）がいる ※他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方は除きます (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下である (3) 事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるものがいない</p> <p>30万円</p>			
	大学や高校等の学生や生徒で前年中の合計所得金額が85万円以下で、かつ給与所得等以外の所得が10万円以下の方			
	26万円			
	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合 ①普通障害者……………26万円 ②特別障害者……………30万円 ③同居特別障害者……………53万円			
	※扶養親族が同居の特別障害者である場合は控除金額（30万円）に同居特別障害者加算額（23万円）を加算			

その他の控除

配偶者 (表面②)	<p>同一生計配偶者 令和7年1月2月3日現在（令和7年中に死亡した方は、その死亡の日現在）申告者と生計を一にする配偶者（内縁を含まず）のうち前年合計所得金額が58万円以下の方（ただし、事業専従者は除く）</p> <p>控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年合計所得金額が1,000万円以下である申告者の配偶者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の年齢</th><th colspan="4">申告者の合計所得金額</th></tr> <tr> <th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th><th>1,000万円超</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70歳未満（昭和31年1月2日以降生まれ）</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td rowspan="3">適用除外</td></tr> <tr> <td>70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）</td><td>38万円</td><td>26万円</td><td>13万円</td></tr> </tbody> </table>					配偶者の年齢	申告者の合計所得金額				900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超	70歳未満（昭和31年1月2日以降生まれ）	33万円	22万円	11万円	適用除外	70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																										
配偶者の年齢	申告者の合計所得金額																																																
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超																																													
70歳未満（昭和31年1月2日以降生まれ）	33万円	22万円	11万円	適用除外																																													
70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円																																														
<p>申告者の前年合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年合計所得金額が58万円を超える方（ただし、事業専従者は除く）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 100万円以下</td><td>33万円</td><td>22万円</td><td>11万円</td><td></td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td><td></td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td><td></td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td><td></td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td></td></tr> <tr> <td>120万円超 125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td></td></tr> <tr> <td>125万円超 130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td></td></tr> <tr> <td>130万円超 133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>給与収入の方は、給与の〔速算表A〕、公的年金等収入の方は、雑の〔速算表B〕それぞれの速算表にて所得を計算してください。</p>					申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下		58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
申告者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																														
58万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円																																														
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円																																														
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円																																														
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円																																														
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円																																														
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円																																														
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円																																														
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円																																														
扶養 (表面②)	<p>令和7年1月2月3日現在（令和7年中に死亡した方は、その死亡の日現在）で生計を一にする親族及び都道府県知事に養育を委託された児童並びに養護を委託された老人で、前年合計所得金額が58万円以下の方（ただし、事業専従者は除く）</p> <p>①一般（昭和31年1月2日～平成15年1月1日生まれ）…1人につき 33万円 (平成19年1月2日～平成22年1月1日生まれ)</p> <p>②特定扶養親族（平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれ）…1人につき 45万円</p> <p>③老人扶養親族（昭和31年1月1日以前生まれ）…1人につき 38万円</p> <p>④同居老親等（昭和31年1月1日以前生まれ）…1人につき 45万円</p> <p>（注）年少扶養親族（平成22年1月2日以降生まれ）は控除対象外となります必ず記入してください。</p>																																																
特定親族 特別控除 (表面②)	<p>令和7年1月2月3日現在（令和7年中に死亡した方は、その死亡の日現在）で生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者及び事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が123万円以下の方（控除対象扶養親族に該当しない）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>親族等の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>58万円超 95万円以下</td><td>45万円</td></tr> <tr> <td>95万円超 100万円以下</td><td>41万円</td></tr> <tr> <td>100万円超 105万円以下</td><td>31万円</td></tr> <tr> <td>105万円超 110万円以下</td><td>21万円</td></tr> <tr> <td>110万円超 115万円以下</td><td>11万円</td></tr> <tr> <td>115万円超 120万円以下</td><td>6万円</td></tr> <tr> <td>120万円超 123万円以下</td><td>3万円</td></tr> </tbody> </table>					親族等の合計所得金額	控除額	58万円超 95万円以下	45万円	95万円超 100万円以下	41万円	100万円超 105万円以下	31万円	105万円超 110万円以下	21万円	110万円超 115万円以下	11万円	115万円超 120万円以下	6万円	120万円超 123万円以下	3万円																												
親族等の合計所得金額	控除額																																																
58万円超 95万円以下	45万円																																																
95万円超 100万円以下	41万円																																																
100万円超 105万円以下	31万円																																																
105万円超 110万円以下	21万円																																																
110万円超 115万円以下	11万円																																																
115万円超 120万円以下	6万円																																																
120万円超 123万円以下	3万円																																																
基礎 (表面②)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>申告者の合計所得金額</th><th>控除額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td><td>43万円</td></tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>29万円</td></tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>15万円</td></tr> <tr> <td>2,500万円超</td><td>適用除外</td></tr> </tbody> </table>					申告者の合計所得金額	控除額	2,400万円以下	43万円	2,400万円超 2,450万円以下	29万円	2,450万円超 2,500万円以下	15万円	2,500万円超	適用除外																																		
申告者の合計所得金額	控除額																																																
2,400万円以下	43万円																																																
2,400万円超 2,450万円以下	29万円																																																
2,450万円超 2,500万円以下	15万円																																																
2,500万円超	適用除外																																																
雑損 (表面②)	<p>「損害金額－保険金等で補填される金額」の金額①を基とした下記の①、②のいずれか多い方の金額</p> <p>① ①の金額－（総所得金額等の合計額×10%）</p> <p>② ①の金額のうち災害関連支出の金額－5万円</p>																																																
医療費 (表面②)	<p>1. 通常の医療費控除 〔前年中に支払った 保険金などで補填される金額〕－〔「10万円」と「総所得金額等の合計額」×5%〕のいずれか少ない金額 (最高限度額200万円)</p> <p>2. セルフメディケーション税制による医療費控除の特例 〔前年中に支払った 保険金などで補填される金額〕－〔1.2万円〕 (最高限度額8.8万円)</p> <p>1・2の重複適用は不可</p>																																																

申告の手びき Q & A

- Q 収入が無くても申告は必要ですか？**
- A 必要です。申告義務のない方であっても、申告書を提出していただかないと、申告義務のある方なのか、ない方なのかの区別ができませんので申告にご協力ください。申告により市民税・県民税・森林環境税、国民健康保険税等が計算され、証明書等の発行も可能となります。
- Q 私は会社に勤め給料をもらっていますが、その場合は申告の必要はないと聞いたのですが？**
- A ほとんどの給与所得者は申告の必要はありませんが、次に該当する方は市民税・県民税の申告の必要があります。
- (ア) 勤務先から越谷市役所あてに給与支払報告書の提出がない方（提出の有無は勤務先にご確認ください）
 - (イ) 給与以外に他の所得がわずかでもある方（他の所得が20万円以下でも申告が必要です）
- Q 配偶者・扶養親族にアルバイト・パート・内職の収入があるのですが、注意する点は？**
- A アルバイトやパートで給与として得た所得は給与所得、生命保険外交員・内職で得た所得は事業（営業等）所得または雑所得となります。
- ・ **給与所得の場合は**、年間収入（令和7年1月1日～令和7年1月2月3日）が123万円までは扶養控除が受けられます。
- | | |
|------------|-------------|
| 扶養控除の所得限度額 | 収入で 123万円以下 |
|------------|-------------|
- ・ **事業（営業等）所得または雑所得の場合は**、年間収入から経費（収入を得るためにかかった費用）を差し引いた額（所得）が58万円までは扶養控除が受けられます。
- | | |
|------------|------------|
| 扶養控除の所得限度額 | 所得で 58万円以下 |
|------------|------------|
- ・ 複数の所得がある場合は合計所得金額で判断します。

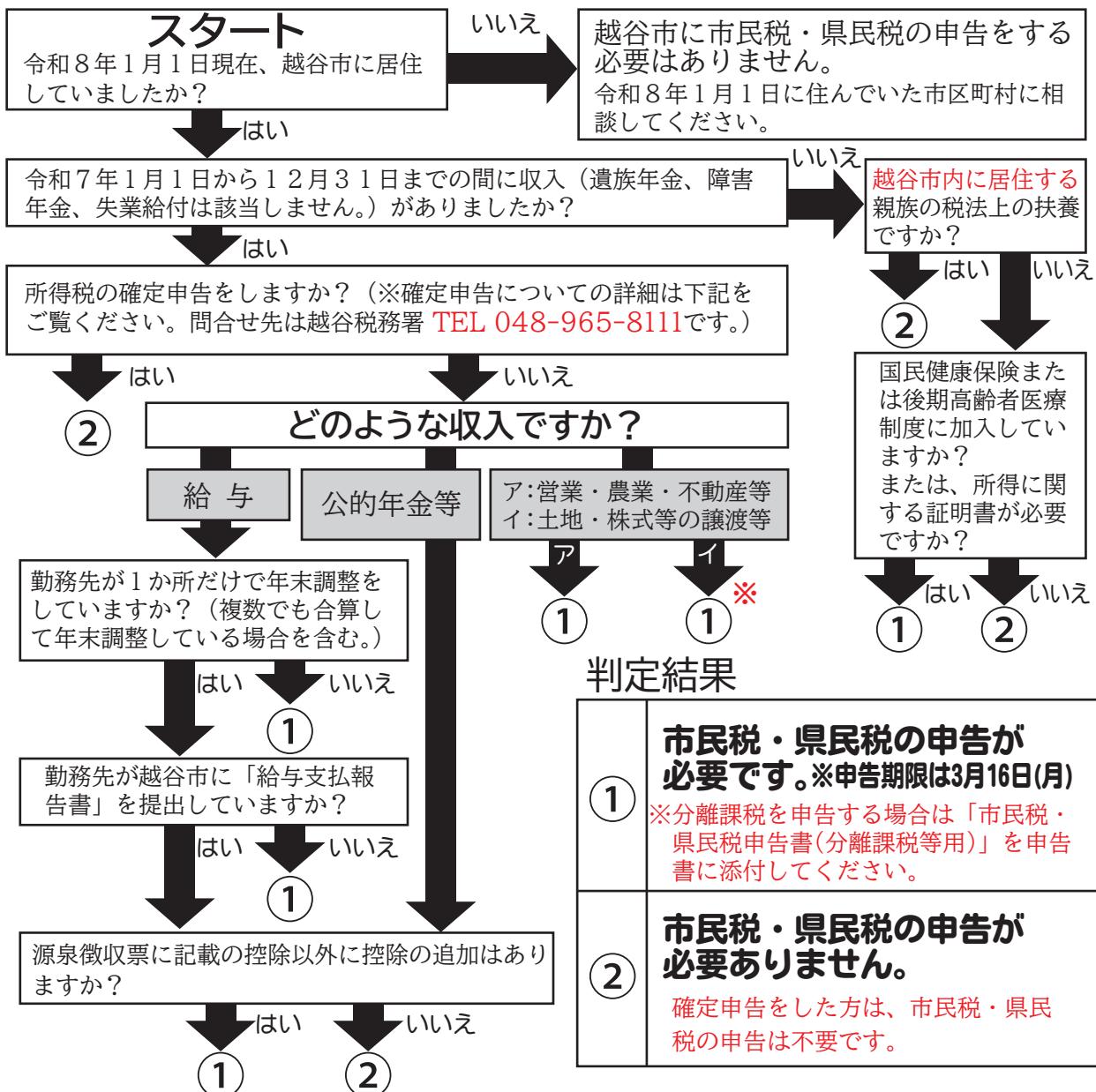
〔おことわり〕

書きかたは現行の法令にしたがって説明していますが、法令の改正があった場合は改正後の法令により税額を計算します。また紙面の都合で一部簡略化しています。詳細については下記よりお問い合わせください。

問合せ先 越谷市役所 市民税課

048-963-9144（直通）
048-964-2111（代表）

あなたは、市民税・県民税の申告をする必要がありますか？



所得税（国税）の確定申告は税務署での申告になります。詳しくは、越谷税務署（TEL 048-965-8111）もしくは、国税庁公式LINEへお問い合わせください。



確定申告が必要な方

- 給与所得者
 - 給与収入が2,000万円を超える方
 - 給与所得及び退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える方
 - 2ヶ所以上から給与の支払いを受けている方
 - 勤務先で年末調整をしていない方
 - 令和7年中に勤務先を変更した方で前職分を会社に報告していない方
- 公的年金等の収入がある方で納税額のある方（ただし、公的年金等の収入が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合を除く）
- 事業所得や不動産所得等上記以外の各種所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える方

確定申告をすれば所得税が還付される主な場合（源泉徴収税額がある方）

- 給与所得者の方で、雑損控除や医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除（年末調整で控除を受けている場合を除く）、政党等寄附金特別控除等を受ける場合
- 所得が公的年金等の雑所得のみの方で、生命保険料控除や地震保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受ける場合
- 年の中途で退職した後就職しなかった方で、給与所得について年末調整を受けていない場合